

報道関係者各位

令和5年5月11日

子育て世帯生活支援特別給付金の給付について

子育て世帯生活支援特別給付金を申請不要で受け取ることができる世帯に対して、5月10日に通知文書の発送をしました。また、申請の受け付けも開始し、5月30日から順次、給付金を支給します。

1. 給付金の趣旨

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。国からの通知を受け、全国の自治体において実施するものです。

2. 支給額

児童1人あたり一律5万円

3. 支給対象世帯等

1) 対象者

ア. 低所得のひとり親世帯

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ② 上記以外で直近の収入が減少した世帯 等

イ. その他低所得の子育て世帯

- ① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金受給者
- ② 上記以外で直近の収入が減少した世帯

※対象児童…18歳に達する年の年度末までの児童（障害児の場合、20歳未満）

2) 今回通知発送数

871通

3) その他

- ・今回通知発送の対象とした世帯へは申請不要で給付金を支給します。（5月30日振り込み予定）
- ・今回通知が届かなかった世帯でも、公的年金等を受給しているために児童扶養手当の認定申請を行っていないひとり親世帯や、物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が基準以下になった世帯についても、申請をされて支給対象となった場合は給付金を支給します。
- ・申請書は、子ども支援課、西支所に用意しています。また、市のホームページにも掲載しています。申請期限は令和6年2月29日（木）です。



SDGs 未来都市

舞鶴市 子ども支援課（担当：波多野、松本）
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL: 0773-66-1094、FAX: 0773-62-7957
E-mail: k-shien@city.maizuru.lg.jp